

令和5年度中山間地域等直接支払制度の 近畿農政局管内の実施状況

耕作放棄地の増加などにより多面的機能の低下が懸念されている中山間地域等において、農業生産活動等の継続による多面的機能の確保を図るため、中山間地域等直接支払制度が平成12年度から実施されており、平成27年度からは、法律に基づいた安定的な措置として実施しています。

令和2年度から第5期対策（令和2年度～令和6年度）となり、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援するとともに、前向きな取組への支援を強化しています。

近畿管内における令和5年度末時点の実施状況は、以下のとおりです。

近畿農政局管内の実施状況の概要

近畿農政局管内	
○交付市町村数	92 市町村
○協定数	2,145 協定
○交付面積	25,491 h a
○交付総額	37億1,900 万円

令和6年8月 HP公表

1. 交付市町村数

令和5年度に中山間地域等直接支払交付金を交付した市町村（以下「交付市町村」という。）は92市町村（対前年±0）です。これは協定を締結する上での指針となる促進計画を策定した96市町村の96%（対前年±0）にあたります。

(単位: 件数、%)

府県	令和5年度			
	市町村数	促進計画策定市町村数	交付市町村数	交付市町村率
		①	②	②/①
滋賀県	19	11	11	100%
京都府	26	17	16	94%
大阪府	43	1	1	100%
兵庫県	41	27	27	100%
奈良県	39	15	14	93%
和歌山県	30	25	23	92%
近畿	198	96	92	96%

(参考) (単位: 件数、%)

令和4年度		
促進計画策定市町村数	交付市町村数	交付市町村率
①	②	②/①
11	11	100%
17	16	94%
1	1	100%
27	27	100%
15	14	93%
25	23	92%
96	92	96%

【対象となる地域】

- ① 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」「棚田地域振興法」の指定地域
- ② 地域の実情に応じて都道府県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域

【対象となる農用地】

「農業振興地域の整備に関する法律」において定める「農用地区域」内で、傾斜基準等を満たす農用地が、「1ha以上まとまって存在」、若しくは、「農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上」の農用地

【傾斜基準等】

- ① 田で1/20以上、畑・草地・採草放牧地で15度以上の勾配がある農用地（急傾斜）
- ② 田で1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地で8度以上15度未満の勾配がある農用地（緩傾斜）
- ③ 小区画・不整形な田
- ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農地
- ⑤ 積算気温が低く、草地比率（70%以上）の高い地域の草地
- ⑥ 「棚田振興法」によって指定された地域の急傾斜農用地及び同農用地と連なった緩傾斜農用地
- ⑦ ①～⑥の基準に準じて、都道府県知事が定める基準に該当する農用地

【促進計画】

促進計画とは、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号。以下「法」という。)第6条に定められた農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画であって、法第3条第3項第2号の事業にかかるもの。

2. 協定数

令和5年度の協定数は、2,145協定（対前年+4）で、うち集落協定が2,134協定（対前年+4）、個別協定が11協定（対前年±0）となっています。

単価別に協定数をみると、集落協定のうち基礎単価の適用を受ける活動に取り組んだ協定は715協定、体制整備単価の適用を受ける活動に取り組んだ協定は1,419協定となっています。

また、個別協定のうち基礎単価の適用を受ける活動に取り組んだ協定は3協定、体制整備単価の適用を受ける活動に取り組んだ協定は8協定となっています。

府県	(単位:件数)							(参考) (単位:件数)			
	令和5年度								令和4年度		
	計	集落協定(※1)		個別協定(※2)			計	集落協定	個別協定		
基礎単価(※3)		体制整備単価(※4)	基礎単価(※3)	体制整備単価(※4)	基礎単価(※3)	体制整備単価(※4)					
滋賀県	173	170	9	161	3	1	2	180	177	3	
京都府	498	495	133	362	3	-	3	495	492	3	
大阪府	1	1	-	1	-	-	-	1	1	-	
兵庫県	616	615	143	472	1	-	1	610	609	1	
奈良県	297	297	167	130	-	-	-	296	296	-	
和歌山県	560	556	263	293	4	2	2	559	555	4	
近畿	2,145	2,134	715	1,419	11	3	8	2,141	2,130	11	

【協定・交付単価】

集落協定(※1) 集落協定とは、対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者が締結する協定。

個別協定(※2) 認定農業者等が、農用地の所有権を有する者との間で利用権の設定等又は農作業受委託を行う契約に基づき締結する協定。

基礎単価(※3) 農業生産活動等を継続するための活動のみを行う単価(交付金単価の8割を交付)。

体制整備単価(※4) 農業生産活動等を継続するための活動に加え、農業生産活動等の体制整備のための活動を行う場合の単価(交付単価の10割を交付)。

3. 交付面積

令和5年度に交付金が交付された面積（以下「交付面積」という。）は25,491ha（対前年+196ha）で、うち集落協定が25,452ha、個別協定が38haとなっています。

市町村が策定する促進計画に掲げられている交付の対象となる農用地の面積（以下「対象農用地面積」という。）は33,781ha（対前年-78ha）となっており、対象農用地面積に対する交付面積の割合（以下「交付面積率」という。）は、75.5%（対前年+0.8%）となっています。

(単位:ha、%)

府県	令和5年度				
	交付面積 ①	集落協定		対象農用地 面積 ②	交付 面積率 ①/②
		集落協定	個別協定		
滋賀県	2,576	2,557	19	2,928	88.0%
京都府	5,206	5,196	10	6,345	82.0%
大阪府	16	16	-	16	100.0%
兵庫県	5,909	5,908	1	6,359	92.9%
奈良県	2,768	2,768	-	4,473	61.9%
和歌山県	9,016	9,009	8	13,659	66.0%
近畿	25,491	25,452	38	33,781	75.5%

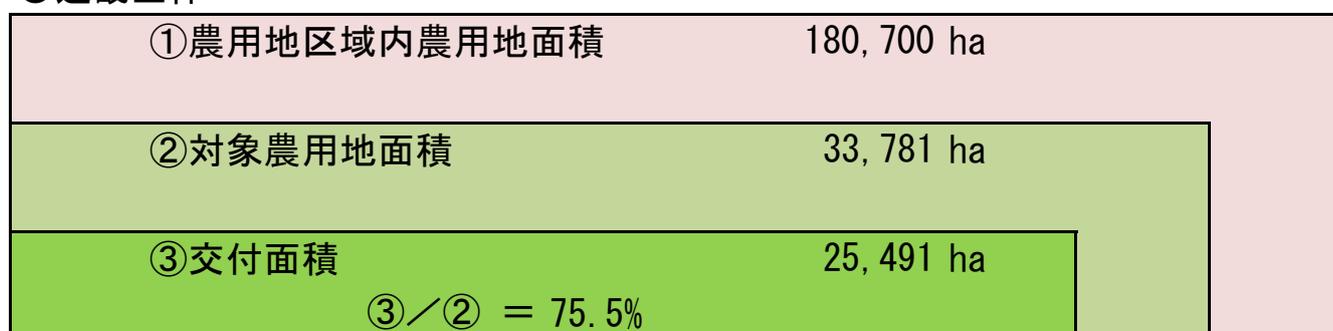
(参考) (単位:ha、%)

令和4年度		
交付面積 ①	対象農用地 面積 ②	交付 面積率 ①/②
2,538	2,780	91.3%
5,144	6,269	82.1%
16	16	100.0%
5,825	6,360	91.6%
2,761	4,717	58.5%
9,011	13,716	65.7%
25,295	33,859	74.7%

注) ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

農業振興地域農用地区域に占める交付面積の割合

○近畿全体



※ ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

- ①農用地面積 農業振興地域農用地区域内の農用地面積(公表単位千ha)
(R4.12.31現在 近畿農政局調べ)

- ②対象農用地 ①のうち本制度の対象となりうる農用地面積
山村振興法ほか8法及び都道府県知事が指定する特認地域であって促進計画を策定し、かつ、1ha以上の団地のうち田1/20以上、畑等15度以上等

- ③交付面積 ②のうち交付金が交付された農用地面積

(1) 単価別交付面積

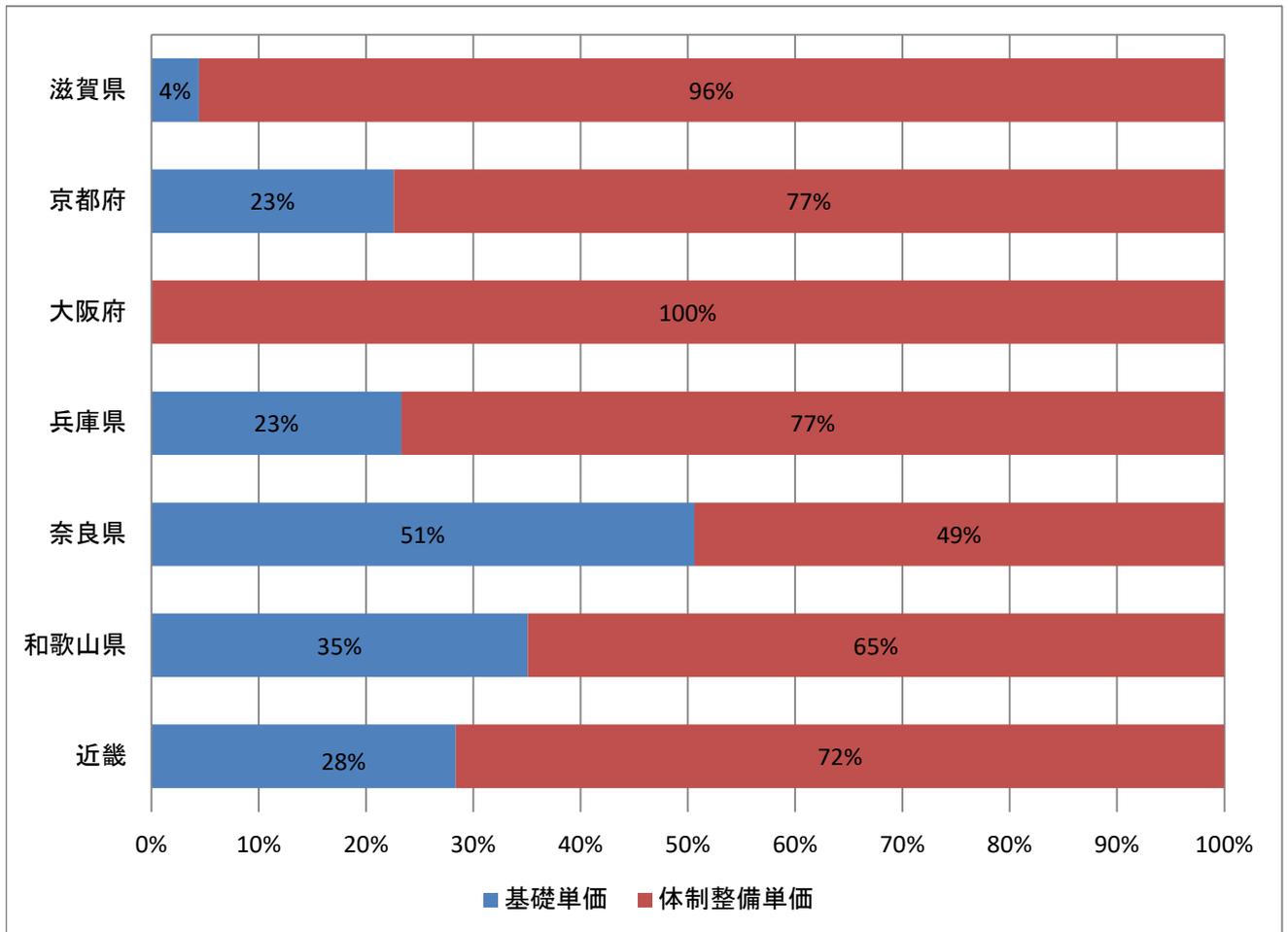
交付面積を交付単価別にみると、基礎単価による交付面積が 7,232ha（対前年+180ha）、体制整備単価による交付面積が18,259ha（対前年+16ha）となっています。
体制整備単価による交付面積は、交付面積全体の約72%を占めています。

(単位:ha)

府県	交付面積			集落協定			個別協定		
		基礎単価	体制整備単価		基礎単価	体制整備単価		基礎単価	体制整備単価
滋賀県	2,576	114	2,462	2,557	113	2,444	19	1	18
京都府	5,206	1,176	4,030	5,196	1,176	4,020	10	-	10
大阪府	16	-	16	16	-	16	-	-	-
兵庫県	5,909	1,377	4,532	5,908	1,377	4,531	1	-	1
奈良県	2,768	1,401	1,367	2,768	1,401	1,367	-	-	-
和歌山県	9,016	3,164	5,853	9,009	3,158	5,851	8	6	2
近畿	25,491	7,232	18,259	25,452	7,225	18,227	38	7	32
(R4)近畿	25,295	7,052	18,243	25,257	7,045	18,212	38	7	31

注) ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

単価別交付面積の割合



(2) 地目別・基準別交付面積

交付面積を地目別・基準別にみると、田に対する交付面積が15,738ha（急傾斜9,957ha、緩傾斜5,763ha、高齢化率・耕作放棄率18ha）、畑に対する交付面積が9,730ha（急傾斜9,335ha、緩傾斜391ha、高齢化率・耕作放棄率4ha）、草地は実績なし、採草放牧地に対する23ha（急傾斜22ha、緩傾斜1ha）となっています。

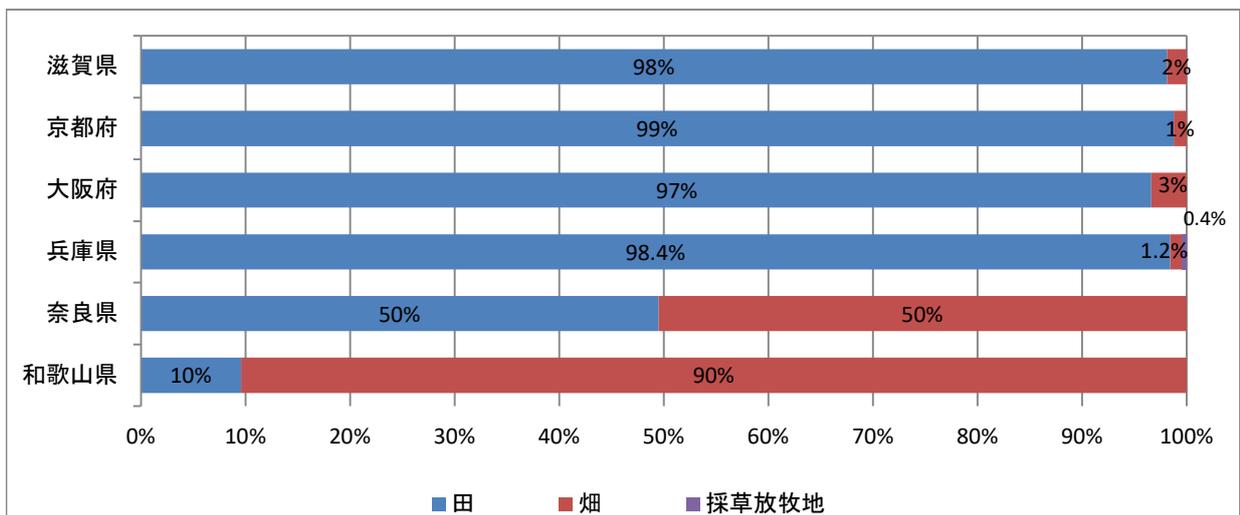
府県	交付面積	田						畑				
		急傾斜	緩傾斜	高齢化率・耕作放棄率	小区画・不整形	8法地域内特認	急傾斜	緩傾斜	高齢化率・耕作放棄率	8法地域内特認		
滋賀県	2,576	2,528	1,028	1,500	-	-	-	48	48	0	-	-
京都府	5,206	5,142	2,031	3,093	18	-	-	64	52	12	-	-
大阪府	16	15	10	6	-	-	-	1	0	0	-	-
兵庫県	5,909	5,817	5,246	571	-	-	-	68	30	39	-	-
奈良県	2,768	1,370	842	529	-	-	-	1,397	1,222	176	-	-
和歌山県	9,016	865	801	64	-	-	-	8,152	7,984	164	4	-
近畿	25,491	15,738	9,957	5,763	18	-	-	9,730	9,335	391	4	-

(単位:ha)

草地	草地					採草放牧地	採草放牧地		
	急傾斜	緩傾斜	草地比率の高い草地	高齢化率・耕作放棄率	8法地域内特認		急傾斜	緩傾斜	8法地域内特認
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	23	22	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	23	22	1	-

注) ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

地目別交付面積の割合



(3) 地目別交付面積率

対象農用地面積を地目別にみると、田が19,290ha、畑が14,467ha、草地在0ha、採草放牧地が23haとなっており、うち交付されている面積率は、田が81.6%、畑が67.3%、草地在0%、採草放牧地が100%となっています。

【対象農用地面積】

(単位:ha)

府県	対象農用地面積	地目別			
		田	畑	草地	採草放牧地
滋賀県	2,928	2,868	60	-	-
京都府	6,345	6,094	251	-	-
大阪府	16	15	1	-	-
兵庫県	6,359	6,268	69	-	23
奈良県	4,473	2,491	1,982	-	-
和歌山県	13,659	1,555	12,104	-	-
近畿	33,781	19,290	14,467	-	23

【協定面積】

(単位:ha)

府県	協定締結面積	地目別			
		田	畑	草地	採草放牧地
滋賀県	2,611	2,561	50	-	-
京都府	5,211	5,143	67	-	-
大阪府	16	15	1	-	-
兵庫県	5,909	5,818	69	-	23
奈良県	2,768	1,370	1,397	-	-
和歌山県	9,107	866	8,241	-	-
近畿	25,621	15,773	9,825	-	23

【交付面積】

(単位:ha)

府県	交付面積	地目別			
		田	畑	草地	採草放牧地
滋賀県	2,576	2,528	48	-	-
京都府	5,206	5,142	64	-	-
大阪府	16	15	1	-	-
兵庫県	5,909	5,817	68	-	23
奈良県	2,768	1,370	1,397	-	-
和歌山県	9,016	865	8,152	-	-
近畿	25,491	15,738	9,730	-	23

【交付面積率】(自動計算)

(単位:%)

府県	交付面積率	地目別			
		田	畑	草地	採草放牧地
滋賀県	88.0%	88.1%	80.1%	0.0%	0.0%
京都府	82.0%	84.4%	25.5%	0.0%	0.0%
大阪府	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
兵庫県	92.9%	92.8%	99.8%	0.0%	100.0%
奈良県	61.9%	55.0%	70.5%	0.0%	0.0%
和歌山県	66.0%	55.6%	67.3%	0.0%	0.0%
近畿	75.5%	81.6%	67.3%	0.0%	100.0%

※ 交付面積率 = 交付面積 / 対象農用地面積

注) ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

【地目】

- 田 : たん水するための畦畔およびかんがい機能を有している土地
- 畑 : 田以外の農地で草地を除く畑(樹園地を含む)
- 草地 : 畑のうち牧草の栽培を専用とする畑
- 採草放牧地 : 農地以外の土地で、主として耕作又は養畜のための採草又は家畜の放牧の目的に供される

4. 交付総額

令和5年度の交付金の総額は37億1,900万円（対前年+2,100万円）で、基礎単価による交付額は8億2,900万円、体制整備単価による交付額が28億9,000万円となっています。

体制整備単価による交付金額は全体の77.7%を占めています。

(単位:百万円、%)

(参考)

府県	令和5年度					令和4年度 交付金額
	交付金額	基礎単価		体制整備単価		
		交付額	交付金額に占める割合	交付額	交付金額に占める割合	
滋賀県	365	13	3.6%	351	96.4%	363
京都府	683	119	17.5%	564	82.5%	678
大阪府	3	-	0.0%	3	100.0%	3
兵庫県	1,155	228	19.8%	926	80.2%	1,138
奈良県	339	147	43.4%	192	56.6%	335
和歌山県	1,175	321	27.3%	854	72.7%	1,181
近畿	3,719	829	22.3%	2,890	77.7%	3,698

注) ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

5. 加算単価取組協定

令和5年度の交付金の加算措置の適用を受けた協定は、棚田地域振興活動加算が25協定、超急傾斜農地保全加算が204協定、集落協定広域化加算が13協定、集落機能強化加算が62協定、生産性向上加算が95協定となっています。

(単位:件数、ha)

府県	棚田地域振興活動加算			超急傾斜農地保全加算		集落協定広域化加算		集落機能強化加算		生産性向上加算	
	協定数	面積		協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積
		急傾斜	超急傾斜								
滋賀県	4	76	9	7	56	6	237	6	158	14	316
京都府	3	3	20	22	119	6	121	32	366	29	552
大阪府	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	5	27	20	94	588	1	20	17	315	31	498
奈良県	3	41	8	4	16	-	-	2	75	9	97
和歌山県	10	109	24	77	2,184	-	-	5	385	12	623
近畿	25	257	59	204	2,964	13	378	62	1,300	95	2,087

注) ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

6. 集落協定の動向

(1) 概要

令和5年度の1協定当たりの平均の交付面積は、12ha(対前年±0)となっています。平均の交付面積が最も高いのは和歌山県で、1協定当たり16haとなっています。

また、1協定当たりの平均の交付金額は174万円(対前年+1万円)、参加者1人当たりの平均の交付金額は7.9万円(対前年±0)となっています。

(単位:人、ha、万円、件数)

府県	1協定当たりの平均			参加者1人 当たりの 平均	1市町村当たりの平均		
	参加者数	交付面積	交付金額	交付金額	協定数	交付面積	交付金額
滋賀県	27	15	213	7.9	15	232	3,287
京都府	24	10	138	5.8	31	325	4,259
大阪府	40	16	250	6.3	1	16	250
兵庫県	21	10	188	8.8	23	219	4,276
奈良県	18	9	114	6.5	21	198	2,422
和歌山県	22	16	211	9.4	24	392	5,105
近畿	22	12	174	7.9	23	277	4,036

<参考(令和4年度)>

(単位:人、ha、万円、件数)

府県	1協定当たりの平均			参加者1人 当たりの 平均	1市町村当たりの平均		
	参加者数	交付面積	交付金額	交付金額	協定数	交付面積	交付金額
滋賀県	25	14	204	8.0	16	229	3,275
京都府	24	10	138	5.8	31	321	4,230
大阪府	41	16	250	6.1	1	16	250
兵庫県	21	10	187	8.8	23	216	4,213
奈良県	18	9	113	6.4	21	197	2,391
和歌山県	23	16	213	9.4	24	391	5,131
近畿	22	12	173	7.9	23	275	4,013

(2) 集落協定における交付面積別協定数

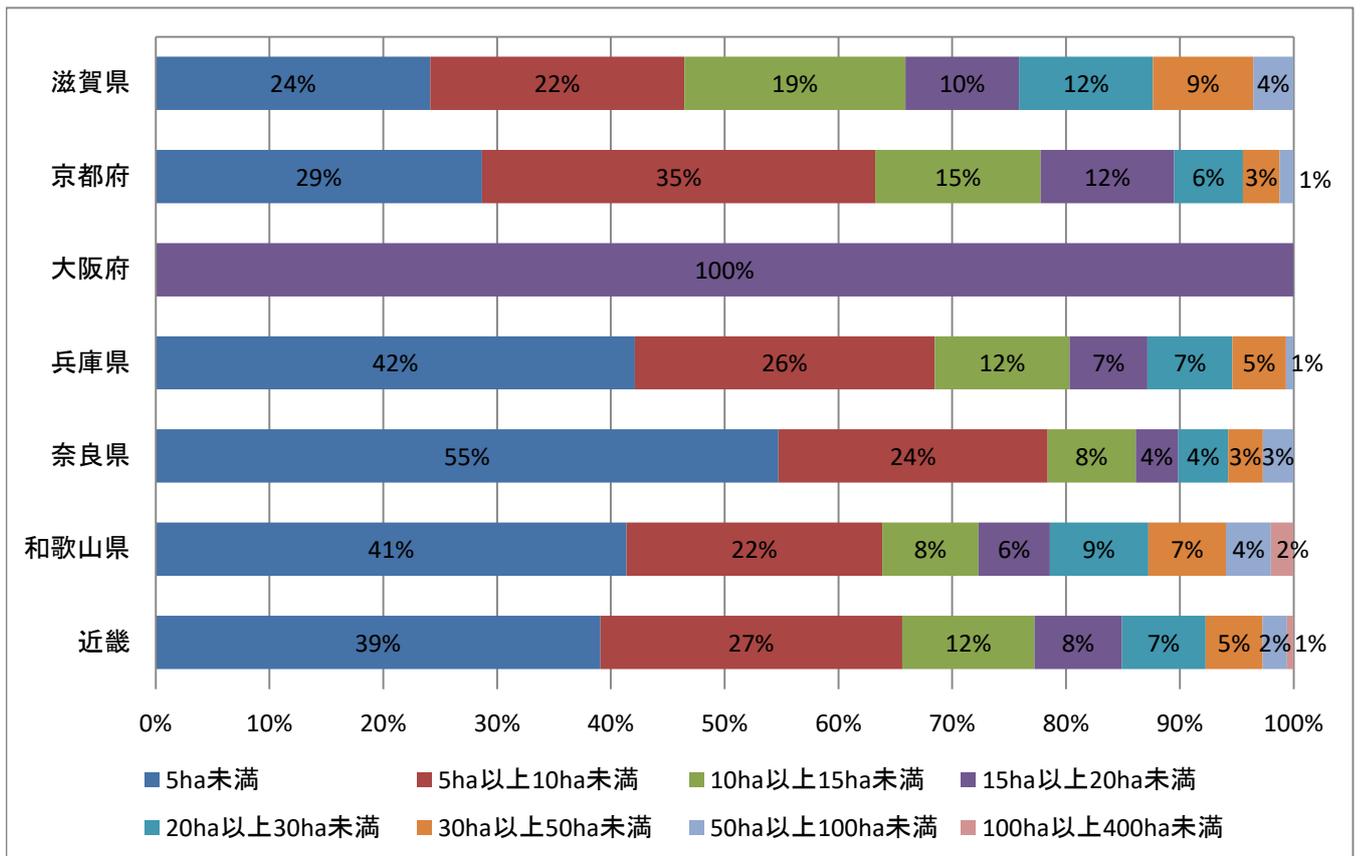
交付面積別の集落協定数をみると、834協定が5ha未満の協定で、集落協定全体の39%にあたります。

一方、15ha以上の協定は486協定となっており、集落協定の約23%にあたります。

(単位: 件数)

府県	計	交付面積別協定数										
		5ha未満	5ha以上 10ha未満	10ha以上 15ha未満	15ha以上 20ha未満	20ha以上 30ha未満	30ha以上 50ha未満	50ha以上 100ha未満	100ha以上 400ha未満	400ha以上 700ha未満	700ha以上 1000ha未満	1000ha以上
滋賀県	170	41	38	33	17	20	15	6	-	-	-	-
京都府	495	142	171	72	58	30	16	6	-	-	-	-
大阪府	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	615	259	162	73	42	46	29	4	-	-	-	-
奈良県	297	162	70	23	11	13	9	8	1	-	-	-
和歌山県	556	230	125	47	35	48	38	22	11	-	-	-
近畿	2,134	834	566	248	164	157	107	46	12	-	-	-
(参考) R4	2,130	843	561	247	161	154	108	44	12	-	-	-

農用地面積規模別集落協定数の割合



(3) 集落協定の活動内容

ア) 集落マスタープランの内容（全協定）

集落マスタープランの内容については、集落の目指すべき将来像として「将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築」が1,895協定と最も多く、集落協定の88.8%を占めています。

(単位:件数)

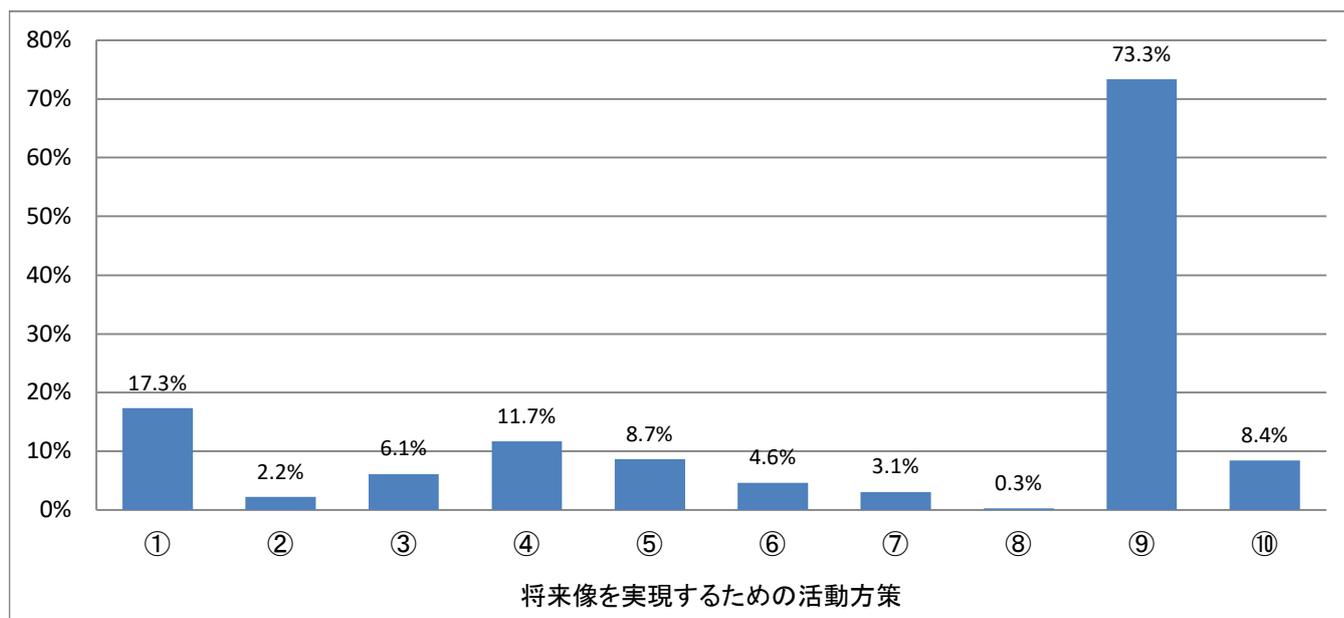
府県	集落協定総数	集落の目指すべき将来像			
		① 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築	② 協定の担い手となる新たな人材の育成・確保	③ 協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等様々な工夫により再生可能な所得を確保	④ その他
滋賀県	170	160	38	6	12
京都府	495	455	153	27	28
大阪府	1	1	1	-	-
兵庫県	615	550	156	34	33
奈良県	297	279	45	11	5
和歌山県	556	450	70	23	72
近畿	2,134	1,895	463	101	150
(参考) R4	2,130	1,877	470	97	143

また、将来像を実現するための活動方策には、「共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備」を掲げる協定が最も多く、1,565協定（集落協定の73.3%）となっています。

(単位:件数)

府県	集落協定総数	将来像を実現するための活動方策									
		① 機械・農作業の共同化等営農組織の育成	② 高付加価値型農業	③ 農業生産条件の強化	④ 担い手への農地集積	⑤ 担い手への農作業の委託	⑥ 新規就農者等による農業生産	⑦ 地場産農産物等の加工・販売	⑧ 消費・出資の呼び込み	⑨ 共同で支え合う集団的かつ持続的な体制整備	⑩ その他
滋賀県	170	46	3	14	31	23	5	4	-	132	14
京都府	495	111	14	13	69	60	22	19	1	372	15
大阪府	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	615	149	11	16	86	68	16	20	3	462	36
奈良県	297	37	4	18	48	23	12	7	2	220	13
和歌山県	556	27	15	69	16	11	44	16	1	379	102
近畿	2,134	370	48	131	250	185	99	66	7	1,565	180
(参考) R4	2,130	362	51	130	265	178	98	64	8	1,544	177

将来像を実現するための活動方策の割合



注) ①～⑩は、前表の項目に対応した番号
各割合は、前表の①～⑩を集落協定総数で除した値

イ) 農業生産活動等として取り組むべき事項 (全協定)

①農業生産活動等 (必須事項)

耕作放棄の発生防止の活動には、「農地の法面管理」に取り組む協定が1,506協定 (集落協定の70.6%)と最も多く、次いで「棚、ネット等の設置」(鳥獣被害防止対策)に取り組む1,357協定(同63.6%)、「賃借権設定・農作業の委託」に取り組む584協定(同27.4%)の順となっています。

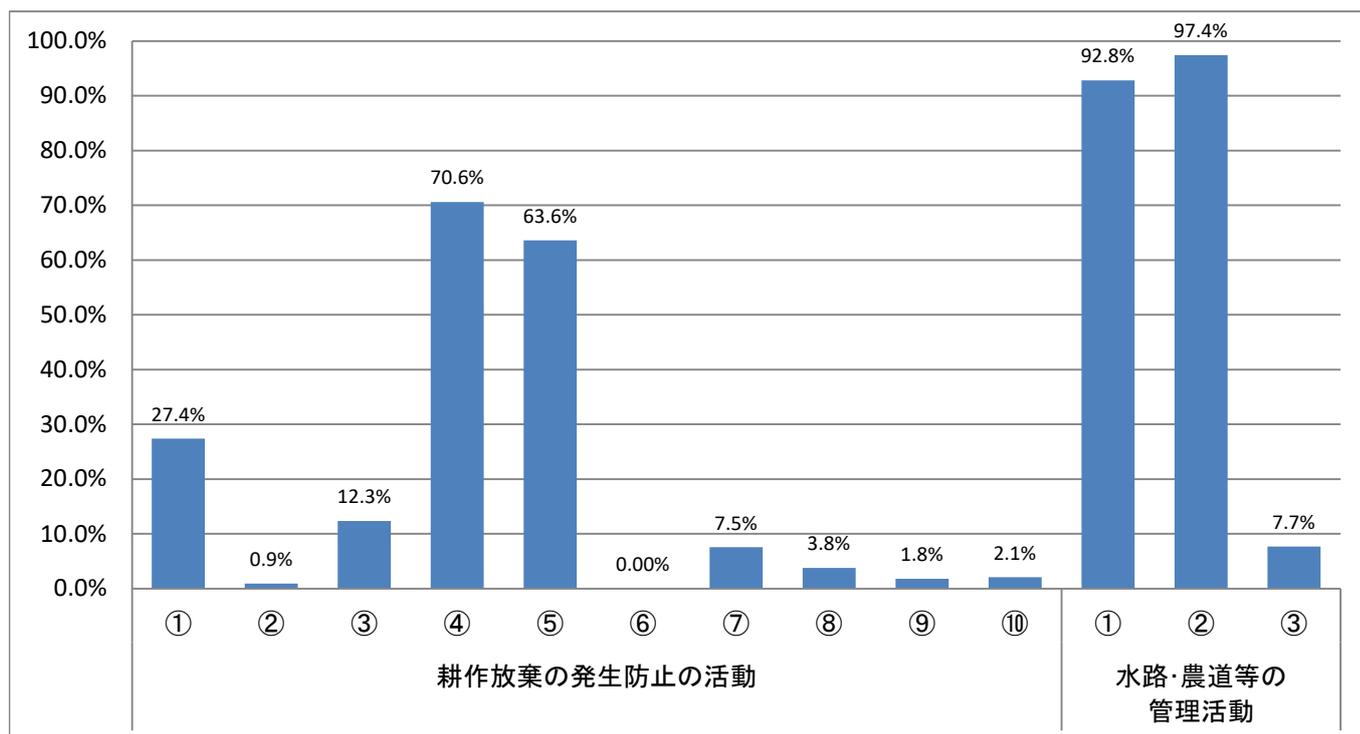
また、同じく必須事項である「水路・農道等の管理活動」には、「農道の管理」に取り組む協定が2,078協定(全集落協定総数の97.4%)、「水路の管理」に取り組む協定が1,980協定(同92.8%)となっています。

(単位: 件数)

府県	集落協定総数	耕作放棄の発生防止の活動										水路・農道等の管理活動		
		①賃借権設定・農作業の委託	②既荒廃農用地の復旧・林地化・畜産的利用	③既荒廃農用地の保全管理	④農地の法面管理	⑤柵、ネット等の設置	⑥限界的農地の林地化	⑦簡易な基盤整備	⑧担い手の確保	⑨地場農産物の加工・販売	⑩その他(土地改良事業、災害復旧、地目変更等)	①水路の管理	②農道の管理	③その他の施設の管理
滋賀県	170	31	-	7	144	148	-	12	18	7	1	166	169	2
京都府	495	180	6	97	307	358	-	39	22	11	23	476	478	81
大阪府	1	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	1	1	-
兵庫県	615	209	6	32	431	500	-	26	28	8	6	614	612	5
奈良県	297	89	6	37	189	163	-	34	6	4	2	267	274	63
和歌山県	556	74	2	90	434	187	-	50	7	8	12	456	544	13
近畿	2,134	584	20	263	1,506	1,357	-	161	81	38	44	1,980	2,078	164
(参考) R4	2,130	558	20	253	1,504	1,351	-	159	75	35	29	1,978	2,062	149

注) 水路・農道等の管理活動の「③その他の施設の管理」には、「ため池や揚水機の管理」等がある。

農業生産活動等として取り組むべき事項の割合



注) 耕作放棄の発生防止の活動①～⑩、水路・農道等の管理活動①～③は、前表の項目に対応した番号

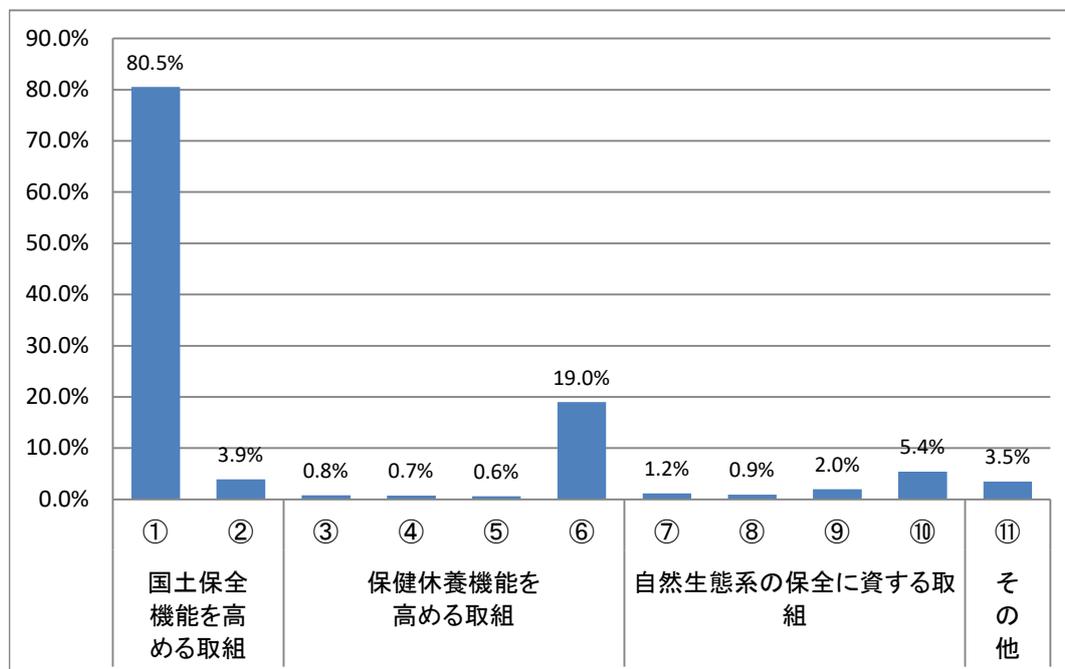
各割合は、前表の耕作放棄の発生防止の活動①～⑩、水路・農道等の管理活動①～③を集落協定総数で除した値

②多面的機能を増進する活動（必須事項）

「多面的機能を増進する活動」には、「国土保全機能を高める取組」として「周辺林地の除草刈」を選択する協定が1,718協定（集落協定の80.5%）と最も多く、次いで、「保健休養機能を高める取組」として「景観作物の作付け」を選択する協定が405協定（同19.0%）となっています。

府県	集落協定総数	国土保全機能を高める取組		保健休養機能を高める取組				自然生態系の保全に資する取組				⑪ その他活動
		① 周辺林地の除草刈	② 土壌流出に配慮した営農	③ 棚田オーナー制度	④ 市民農園等の開設・運営	⑤ 体験民宿（グリーン・ツーリズム）	⑥ 景観作物の作付け	⑦ 魚類・昆虫類の保護	⑧ 鳥類の餌場の確保	⑨ 粗放的畜産	⑩ 堆きゅう肥の施肥、拮抗作物の利用、合鴨・鴨の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付	
滋賀県	170	137	6	4	-	-	30	5	7	1	4	4
京都府	495	392	26	4	2	6	107	9	5	4	18	35
大阪府	1	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	615	428	26	7	10	6	165	9	8	37	75	10
奈良県	297	277	4	1	-	-	40	-	-	-	6	-
和歌山県	556	483	22	-	2	1	63	2	-	-	13	25
近畿	2,134	1,718	84	17	15	13	405	25	20	42	116	74
(参考) R4	2,130	1,690	66	15	15	13	406	23	19	52	131	75

多面的機能を増進する活動に取り組む内容の割合



注) ①～⑪は、上表の項目に対応した番号

各割合は、上表の①～⑪を集落協定総数で除した値

ウ) 農業生産活動等の体制整備（集落戦略の作成状況）

集落戦略の作成状況については、体制整備単価協定数1,419 協定(対前年-12)のうち「集落戦略を作成済み」が686協定(対前年+278)となっています。
体制整備単価に取り組んでいる集落協定に占める割合は、48%となり令和4年度と比較して19%上昇しています。

令和5年度			
府 県	体制整備単価取組協定数①	集落戦略策定済み協定数②	策定割合(②/①)
滋賀県	161	60	37%
京都府	362	185	51%
大阪府	1	-	0%
兵庫県	472	272	58%
奈良県	130	18	14%
和歌山県	293	151	52%
近 畿	1,419	686	48%

令和4年度	
府 県	策定割合
滋賀県	21%
京都府	35%
大阪府	0%
兵庫県	21%
奈良県	1%
和歌山県	49%
近 畿	29%

エ) 交付金の配分割合（全協定）

交付金の使途については、共同取組活動への配分や個人配分も可能です。
 共同取組活動への配分割合をみると、管内では45.7%（対前年+0.1%）となっており、府県別では、大阪府で100%、京都府が67.0%、滋賀県が62.7%と高くなっています。

また、集落協定2,134のうち、共同取組活動への配分割合50%以上の協定が1,079協定でおよそ半分となっています。

（単位：％）

府県	共同取組活動への配分割合	
	令和4年度	令和5年度
滋賀県	63.4 %	62.7 %
京都府	66.7 %	67.0 %
大阪府	100.0 %	100.0 %
兵庫県	52.9 %	53.9 %
奈良県	37.1 %	37.7 %
和歌山県	23.4 %	22.3 %
近畿	45.6 %	45.7 %

（単位：件数）

共同取組活動への配分割合別集落協定数						
計	0%	25%未満	25%以上50%未満	50%以上75%未満	75%以上100%未満	100%
170	11	18	20	43	10	68
495	13	23	76	146	30	207
1	-	-	-	-	-	1
615	13	74	167	215	21	125
297	51	72	51	96	11	16
556	94	233	139	72	4	14
2,134	182	420	453	572	76	431

交付金の共同取組活動への配分割合

